

さいたま市南区選挙管理委員会告示第14号

令和7年5月25日執行のさいたま市長選挙において、公職選挙法第48条の2第6項において読み替えて準用される同法第40条第1項ただし書の規定により、期日前投票所を開く時刻を次のとおり繰り下げる。また、期日前投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げる。

令和7年5月11日

さいたま市南区選挙管理委員会

委員長 永堀 博

<開く時刻>

期日前投票所	繰り下げる時間	変更後の開く時刻
南浦和駅市民の窓口 2階会議室	3時間30分	正午
浦和コミュニティセンター (コムナーレ10階)	2時間30分	午前11時

<閉じる時刻>

期日前投票所	繰り上げる時間	変更後の閉じる時刻
浦和コミュニティセンター (コムナーレ10階)	1時間	午後7時

南区総務課（選挙管理委員会事務局）

告 示 掲 示 期 間

令和7年5月11日～

令和7年5月25日まで